

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成28年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金【一般型】

➤ 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます

- ・①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ 計画の作成や販路開拓の実施の際、 商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取り組みの例》

- ①広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新
- ⑤ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先

別府商工会議所 中小企業相談所

電話:0977-25-3311

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-0820[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<http://h28.jizokukahojokin.info/ippan>

【概 要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

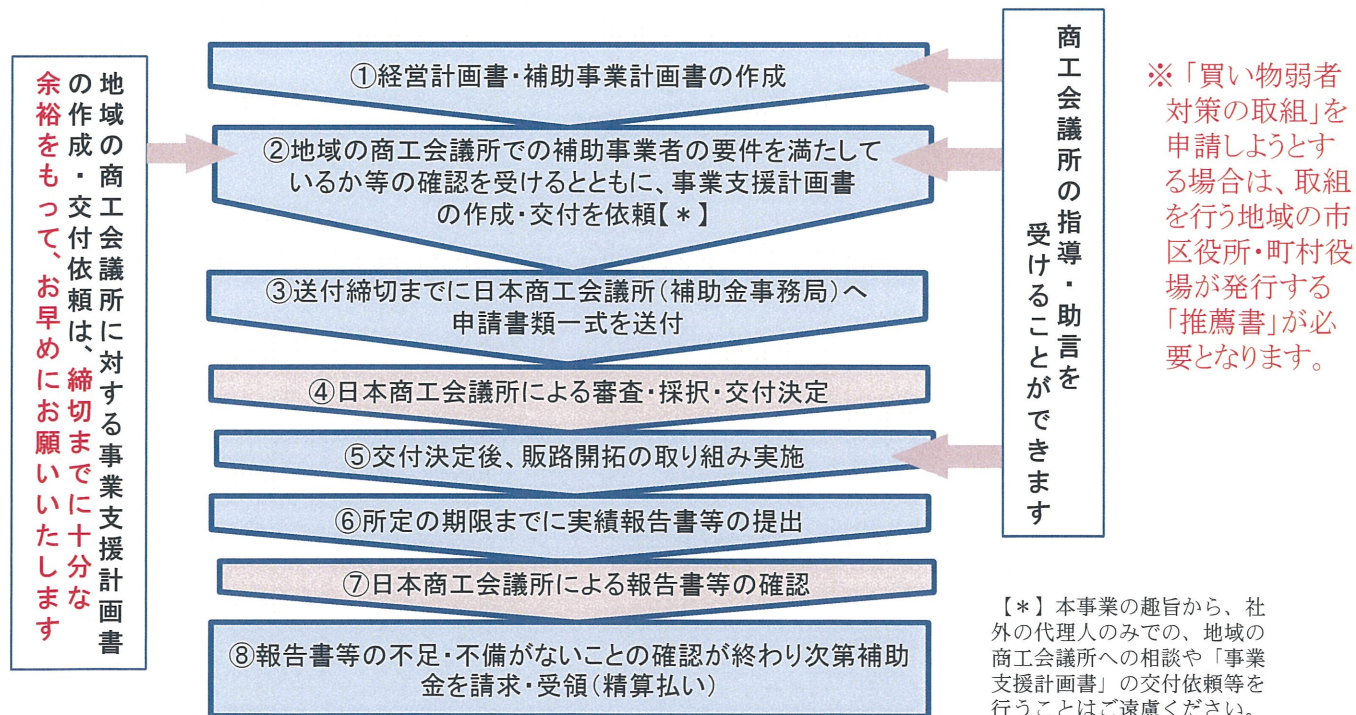
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買物弱者対策事業の場合に限ります）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円（①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みは上限100万円）
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆手続きの期限等

	平成28年度第2次補正予算事業【一般型】
1. 申請受付開始	平成28年11月4日（金）
2. 日本商工会議所（補助金事務局）への申請書類一式の送付締切（上記③）	平成29年1月27日（金） 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成29年3月中旬予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 平成29年12月31日（日）まで